

# 警察と学校との連絡制度

平成25年6月1日から  
「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との  
連絡制度」がスタートしました

児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のため、警察署と県立学校が互いに連絡・相談を行うことで、問題行動や、いじめによる被害に早期に対応することを目的とします

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>



詳しくはウェブサイトをご覧ください



茨城県教育委員会

## 学校から連絡するのは

- ◇ 児童生徒の非行や問題行動で、学校だけでは改善しない場合
- ◇ 児童生徒の安全確保及び犯罪被害で、学校だけでは実態の把握が困難な場合

## 連絡する内容は

- ◇ 氏名、性別、学年、日時、場所、問題の内容など、必要なことに限ります

## 児童生徒・保護者の皆様へ

- ◇ 連絡の内容は、本制度に基づく児童生徒の健全育成の目的以外には利用しませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします